

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 回さがみはら児童厚生施設計画見直し協議会				
事務局 (担当課)		こども施設課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 2 7 (直通)				
開催日時		平成 2 7 年 6 月 9 日 (火) 1 8 時 0 0 分 ~ 2 0 時 0 0 分				
開催場所		相模原市役所 会議室棟 1 階 第 1 会議室				
出席者	委員	8 人 (別紙のとおり)				
	その他	1 人 (こども育成部長)				
	事務局	4 人 (こども施設課長、他 3 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 . 開 会 2 . 会長及び副会長の選出 3 . 議 題 (1) 計画の概要について (2) 現状の課題について (3) 今後のスケジュールについて 4 . その他 5 . 閉 会				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

開会に先立ち、協議会委員の委嘱式を執り行い、こども育成部長のあいさつの後、各委員及び事務局職員の紹介を行った。

なお、開会后、会長及び副会長が選出されるまでの間は、事務局で進行を行った。

1 . 開 会

2 . 会長及び副会長の選出

事務局から資料 1 に沿って説明を行い、さがみはら児童厚生施設計画見直し協議会の設置及び運営に関する要綱第 5 条に基づき、委員の互選により会長及び副会長を選出した。

会 長：岡委員

副会長：平委員

3 . 議 題

はじめに、本協議会については公開を原則とすることを確認した。

次に、(1) と (2) について、事務局から続けて説明を行った。

(1) 計画の概要について

事務局から資料 2 に沿って説明を行った。

(2) 現状の課題について

事務局から資料 3 及び追加資料『「放課後子ども総合プラン」の全体像』(国資料抜粋)に沿って説明を行った。

児童厚生施設や児童クラブ、放課後子ども教室のあり方を検討する中で、放課後の子どもたちの生活の質をどのように確保していくか、と言う視点は非常に重要。相模原市の子どもたちの放課後のあるべき姿を考える必要がある。

学校と放課後とでは、子どもたちを取り巻く環境は大きく異なる。放課後の質の向上は重要な課題である。

児童クラブにおける「待機児童」の定義はあるのか。

国が示す統一的なものはない。本市では、市立児童クラブに申請をした方のうち、入会保留となった方を「待機児童」としてカウントしている。

児童クラブ入会児童の保護者を対象に、昨年 9 月に実施したアンケート調査の結果のうち、高学年利用に対するニーズは。

配布数 4 , 1 6 5 枚、有効回答数 2 , 6 6 1 枚で、回答率は 6 3 . 9 %。高学

年の利用意向は、4年生まで利用したい人が30.9%、5年生までが5.1%、6年生までが40.4%、利用意向なしが22.6%、未回答が1.0%であった。

児童館は、小学生だけでなく中高生や乳幼児、その保護者など、利用者の年齢層の幅が広い。利用者が満足できる施設環境を目指すにあたっては、それぞれの年代に応じた遊べる環境の提供や安全確保等、課題は多いと感じている。

民間の児童クラブを運営する中で感じている点は、以下のとおり。

- ・市立児童クラブでの児童に対する指導員の対応について、質の向上を求めるような声が市民から聞こえてくる。
- ・市立児童クラブの運営を民間事業者へ委託することで、活動内容の多様化や支援員の質の確保、行政コストの削減につながるのではないかと。
- ・「民間児童クラブ」の定義が曖昧で、特に塾との線引きが難しい。
- ・市立児童クラブの育成料が高いとの声も聞くが、相応の受益者負担はあるべきであると考えます。
- ・市から民間事業者への補助金制度のあり方を再検討する必要がある。
- ・指導員の資格や、設備及び運営に関する基準が新設されたことは良いこと。

課題の洗い出しが必要であり、そのためには各種のガイドラインや、市の要綱、基礎データ等を資料として提供してほしい。現状を知り、理想を語ったうえで、現実にはどうできるかを考える必要がある。

次回以降の会議の中で、資料としてお示ししたい。

児童クラブなのか、塾なのか、判別がつかないような事業が行われているように見受けられるが、「民間児童クラブ」の定義はあるのか。また、事業者の把握をどのように行っているのか。

明確に定義したものはないが、公立の児童クラブ以外の児童クラブを「民間児童クラブ」と呼んでいる。なお、本年4月からの改正児童福祉法の施行に伴い、放課後児童健全育成事業者は市に届出をしなければならない。

市に届け出た場合、事業者にメリットは生じるのか。

放課後児童健全育成事業者のうち、別に定める補助要綱の補助対象事業者に該当すれば、市からの補助金の交付が可能となる。

質を担保するためには、放課後児童健全育成事業者として届出をすることに対してインセンティブが働きやすい環境であることが必要。それは補助金制度のあり方にも大きく関係する。

次回以降の会議の中で、実態についての資料をお示ししたい。

こどもセンター等の児童厚生施設や児童クラブ、放課後子ども教室など、名称だけを見てもそれぞれの機能の違いがわかりにくい。

次回以降の会議の中で、資料としてお示ししたい。

P T Aの立場で保護者から聞こえてくる声は、以下のとおり。

- ・小学校内実施型の放課後子ども教室（放課後子どもプラン）を拡大してほしい。
- ・市立児童クラブであっても、クラブごとに遊びの制限や指導方法が異なることに対して疑問である。
- ・こどもセンター内で、基礎学力の底上げを図るような事業を実施してほしい。

民間の児童クラブを運営する中で感じている点は、以下のとおり。

- ・スタッフの不足と高齢化が課題。
- ・特別な支援が必要な児童に対応する職員には、専門性が必要である。

相模原市における「放課後子ども教室」の取組の経過は。

本市では、平成20年度以降、小学校6校でモデル実施を開始した。この結果を受けて、本計画においては児童館やこどもセンターでの「事業実施型」を拡大することとしている。これは、小学校内の余裕教室の確保が困難であることも要因の一つである。しかし、昨年、国から示された「放課後子ども総合プラン」においては、小学校内での児童クラブとの「一体型」を基本するものとされており、市と国との方向性に差異が生じているのが現状である。全体としての児童数が減少傾向であることも踏まえ、今後のあり方を検討する必要があると考えている。

放課後子どもプランを運営する中で感じている点は、次のとおり。

- ・子どもの居場所の質に直結するので、職員の質の確保が必要。
- ・児童厚生施設や児童クラブ、放課後子ども教室は、子どもや家庭と地域、学校をつなぐ場として機能する必要がある。

こどもセンターを運営する中で感じる最大の課題は、職員の質の確保である。こどもセンターの職員は、館長も含めて全員が非常勤職員であり、シフト勤務を基本としている。そのため、一日を通して子どもの生活に寄り添い、指導や関わりを深める職員がいない状況にある。職員の処遇改善は喫緊の課題であり、制度の根本から見直す必要があると考えている。

本計画では、どのように放課後の子どもたちに向き合うのか、放課後がどうあるべきかという理念がなく、役割分担も明確でない。放課後の居場所の質について最低基準を定めることが必要で、それを担保することが、適正な受益者負担の徴収や、職の魅力向上に繋がる。

資源がない中でも、何ができるかを探すことのできるのが日本の素晴らしいところだと思っている。しかし、検討の入り口から「ない」を前提にしては考えが浅くなる。限られた資源で何ができるかを探らなければならない中で、その智恵を出す場としてこの協議会が機能する必要がある。

「最低基準」と「あるべき姿」は分けて考えるべき。資源がない中でも、最低限必要のものは確保し、その上で可能な限り「あるべき姿」に近づけられる施策を

を考えていく必要がある。そして、それを市から子ども・子育て会議への諮問も見据えて意見することが必要である。

(3) 今後のスケジュールについて

事務局から資料4に沿って説明を行った。

4. その他

次回の会議は、7月28日に開催を予定する。

協議会での意見等は、どのように市民に周知されるのか。

会議は公開を原則とするとともに、会議結果については議事録を作成し、市のホームページ等を活用して公表する。

5. 閉 会

さがみはら児童厚生施設計画見直し協議会委員出欠席名簿

(五十音順)

氏 名	所 属 団 体 等	出欠席
岡 健	大妻女子大学家政学部児童学科 教授	出席
金 子 和 蔵	相武台第3児童館 館長	出席
神 谷 哲 郎	ペパーソンインターナショナル株式会社 代表取締役	出席
郡 秀 一	公募市民	出席
高 野 朝 枝	相模原市立小学校長会 委員	欠席
羽 賀 厚 仁	根小屋小学校放課後子どもプラン 主任児童育成指導員	出席
平 正 充	二本松こどもセンター 館長	出席
堀 田 剛	相模原市学童保育連絡協議会 会員	出席
若 林 由 美	相模原市立小中学校PTA連絡協議会 副会長	出席